

長野県内水面漁場計画（素案）

漁業権の番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区又は地元地区
内共第1号	第5種共同漁業	あゆ 漁業 こい 〃 ふな 〃 うぐい 〃 おいかわ 〃 かじか 〃 うなぎ 〃 わかさぎ 〃 にじます 〃 やまめ 〃 いwana 〃 しなのゆきます 〃	1月1日から12月31日まで	長野市から上流の千曲川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の千曲川本流及び支流。ただし、松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川、南佐久郡佐久穂町大字大日向地籍の古谷ダム上流端から上流250メートル及び下流150メートルの間の抜井川本流並びに上田市鹿教湯温泉地籍の内村ダム上流端から上流100メートル及び下流300メートルの間の内村川本流は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の太田堰東方排水樋管西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄旧屋代線離山隧道南端	長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡及び埴科郡
内共第2号	第5種共同漁業	あゆ 漁業 こい 〃 ふな 〃 うぐい 〃 おいかわ 〃 かじか 〃 うなぎ 〃 にじます 〃 やまめ 〃 いwana 〃	1月1日から12月31日まで	長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、下水内郡栄村大字北信地先の新潟県境との間の千曲川本流及び支流並びに基点第3号と基点第4号を結ぶ線から下流の犀川本流。ただし、新潟県の区域の釜川本流及び支流並びに下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の湖沼は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の太田堰東方排水樋管西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄旧屋代線離山隧道南端 基点第3号 長野市松岡2丁目地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第4号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点	長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、上水内郡（小川村を除く。）及び下水内郡

内共第3号	第5種共同漁業	あゆ 漁業 こい 〃 ふな 〃 うぐい 〃 おいかわ 〃 かじか 〃 うなぎ 〃 にじます 〃 やまめ 〃 いわな 〃	1月1日から12月31日まで	長野市の区域内の裾花川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の裾花川本流及び支流 基点第1号 長野市大字中御所地籍の長安橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流端	長野市
内共第4号	第5種共同漁業	あゆ 漁業 こい 〃 ふな 〃 うぐい 〃 おいかわ 〃 かじか 〃 うなぎ 〃 にじます 〃 やまめ 〃 いわな 〃 しなのゆきます 〃	1月1日から12月31日まで	長野市から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池。ただし、次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線から上流の農具川、木崎湖、中綱湖、青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流、基点第5号と基点第6号を結ぶ線から上流の裾花川本流及び支流、大町市平字馬返し地先の尾入沢合流点から上流540メートルの間の高瀬川、塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダム中心線から上流300メートル及び下流300メートルの間の奈良井川本流並びに塩尻市大字贅川地籍の片平取水堰中心線から上流50メートル及び下流50メートルの間の奈良井川本流は除く。 基点第1号 長野市大字大豆島字大境地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第2号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点 基点第3号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差部左岸の上流端 基点第4号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差部右岸の上流端 基点第5号 長野市大字中御所地籍の長安橋の左岸橋台の上流端 基点第6号 長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流端	長野市、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、北安曇郡(白馬村及び小谷村を除く。)及び小川村

内 共 第 5 号	第 1 種 共 同 漁 業	しじみ 漁業 たんがい(からすがい、 たにし) 漁業	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 ま で	岡谷市の区 域内の天竜 川本流及び 支流、諏訪湖 全域並びに 岡谷市、諏訪 市、茅野市及 び諏訪郡の 区域内の諏 訪湖に流入 する河川の 本流及び支 流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の天竜川本流及び支流、諏訪湖並びに諏訪湖に流入する河川の本流及び支流。ただし、次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線から上流の音無川本流及び支流並びに白樺湖及びこれに流入する河川は除く。 基点第1号 岡谷市川岸東5丁目 5589—1番地先の天竜川左岸の岡谷市と上伊那郡辰野町との境界点 基点第2号 岡谷市川岸除ケ 5584番地先の天竜川右岸の岡谷市と上伊那郡辰野町との境界点 基点第3号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端 基点第4号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端	岡谷市、諏訪市、 茅野市及び諏訪 郡
	第 5 種 共 同 漁 業	あゆ 漁業 こい // ふな // うぐい // おいかわ // かじか // うなぎ // どじょう // なまず // わかさぎ // むろ(もろこ、もつご) // とんこはぜ(うきごり、 よしのぼり、びりんご) // にじます // あまご // いわな // えび //				

内 共 第 6 号	第 5 種 共 同 漁 業	あゆ 漁業 こい 〃 ふな 〃 うぐい 〃 おいかわ 〃 かじか 〃 うなぎ 〃 どじょう 〃 わかさぎ 〃 にじます 〃 あまご 〃 いわな 〃	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 ま で	上伊那郡辰野町から下伊那郡天龍村平岡に至る天竜川本流及び支流、下伊那郡阿南町及び天龍村の区域内の早木戸川本流及び支流並びに下伊那郡天龍村の区域内の虫川本流及び支流	<p>次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と基点第3号と基点第4号を結ぶ線との天竜川本流及び支流、基点第5号と基点第6号を結ぶ線から上流の早木戸川本流及び支流並びに基点第7号と基点第8号を結ぶ線から上流の虫川本流及び支流。ただし、次の基点第9号から南西の方向を見通す線から上流の和知野川（通称浪合川）本流及び支流、基点第10号と基点第11号を結ぶ線と基点第12号と基点第13号を結ぶ線間の小渋川、上伊那郡中川村大草地籍の桑原滝から下流の四徳川並びに小渋川との合流点から上流600メートルの間の滝沢川は除く。</p> <p>基点第1号 上伊那郡辰野町大字平出地先の天竜川左岸の上伊那郡辰野町と岡谷市との境界点</p> <p>基点第2号 上伊那郡辰野町大字辰野地先の天竜川右岸の上伊那郡辰野町と岡谷市との境界点</p> <p>基点第3号 下伊那郡天龍村平岡松崎地籍の平岡ダムの左岸下流端</p> <p>基点第4号 下伊那郡天龍村長島日陰山地籍の平岡ダムの右岸下流端</p> <p>基点第5号 下伊那郡天龍村神原本林地籍の早木戸橋の左岸橋台の下流端</p> <p>基点第6号 下伊那郡天龍村神原天竜川内小梨地籍の早木戸橋の右岸橋台の下流端</p> <p>基点第7号 下伊那郡天龍村神原坂部地籍の虫川橋の左岸橋台の下流端</p> <p>基点第8号 下伊那郡天龍村神原坂部地籍の虫川橋の右岸橋台の下流端</p> <p>基点第9号 下伊那郡阿南町和合日影地先の和知野川（通称浪合川）左岸の下伊那郡阿南町と同郡阿智村との境界点</p> <p>基点第10号 下伊那郡松川町生田地籍の小渋ダムの左岸下流端</p> <p>基点第11号 上伊那郡中川村大草地籍の小渋ダムの右岸下流端</p> <p>基点第12号 下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の生田ダム（通称落合ダム）の左岸上流端</p> <p>基点第13号 下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の生田ダム（通称落合ダム）の右岸上流端</p>	飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、上伊那郡及び下伊那郡（平谷村及び根羽村を除く。）
-----------------------	---------------------------------	--	--	---	---	---

内共第7号	第5種共同漁業	あゆ こい うぐい かじか わかさぎ にじます あまご いわな	漁業 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1月1日から12月31日まで	木曾郡の区域内の木曾川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の木曾川本流及び支流。 基点第1号 主要地方道中津川田立線と岐阜県境の交差部南端 基点第2号 岐阜県中津川市山口5番地の1の北東端	木曾郡及び岐阜県中津川市
内共第8号	第5種共同漁業	うぐい にじます やまめ いわな	漁業 〃 〃 〃	1月1日から12月31日まで	北安曇郡白馬村及び小谷村の区域内の姫川本流及び支流	北安曇郡小谷村大字北小谷地籍の蒲原沢との合流点から上流の姫川本流及び支流並びに次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の横川本流及び支流 基点第1号 北安曇郡小谷村大字北小谷地籍のJR西日本大糸線横川橋りょうの左岸橋台の下流端 基点第2号 北安曇郡小谷村大字北小谷地籍のJR西日本大糸線横川橋りょうの右岸橋台の下流端	北安曇郡白馬村及び小谷村
内共第9号	第5種共同漁業	やまめ いわな	漁業 〃	1月1日から12月31日まで	下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村の区域内の中津川本流及び支流	次の基点から西の方向を見通す線から上流の中津川本流及び支流。ただし、群馬県の区域内の支流は除く。 基点 下水内郡栄村大字堺字小赤沢鳥越地先の中津川右岸の長野県と新潟県との境界点	下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村

内共第10号	第5種共同漁業	あゆ うぐい あまご いわな	漁業 〃 〃 〃	1月1日から12月31日まで	下伊那郡根羽村の区域内の矢作川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の矢作川本流及び支流。ただし、愛知県の区域内（県境を含む。）の支流は除く。 基点第1号 下伊那郡根羽村6178番の454地先の矢作川左岸の国界岩 基点第2号 下伊那郡根羽村地籍の国界橋の左岸橋台の下流端	下伊那郡根羽村
内共第11号	第5種共同漁業	こい ふな わかさぎ	漁業 〃 〃	1月1日から12月31日まで	南佐久郡小海町の区域内の松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川	松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川	南佐久郡小海町
内共第12号	第5種共同漁業	こい ふな うぐい うなぎ わかさぎ ひめます えび	漁業 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1月1日から12月31日まで	上水内郡信濃町の区域内の野尻湖、池尻川及び古海川	野尻湖、上水内郡信濃町大字野尻字役屋敷地先の東北電力池尻川制水門扉より上流の池尻川並びに古海川本流及び支流	上水内郡信濃町

内共第13号	第5種共同漁業	こい ふな うぐい おいかわ うなぎ わかさぎ いwana ひめます 木崎ます しなのゆきます	漁業 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1月1日から12月31日まで	大町市の区域内の農具川、木崎湖、中綱湖及び青木湖並びに大町市の区域内のこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の農具川、木崎湖、中綱湖、青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流 基点第1号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稻尾線と農具川との交差部左岸の上流端 基点第2号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稻尾線と農具川との交差部右岸の上流端	大町市
内共第14号	第5種共同漁業	あまご いわな	漁業 〃	1月1日から12月31日まで	下伊那郡阿智村浪合の区域内の和知野川（通称浪合川）本流及び支流	次の基点から北東の方向を見通す線から上流の和知野川（通称浪合川）本流及び支流 基点 下伊那郡阿智村浪合 956 番地 109 地先の和知野川（通称浪合川）右岸の下伊那郡阿智村と同郡阿南町との境界点	下伊那郡阿智村
内共第15号	第5種共同漁業	あまご いわな	漁業 〃	1月1日から12月31日まで	下伊那郡平谷村の区域内の平谷川本流及び支流	次の基点から南の方向を見通す線から上流の平谷川本流及び支流 基点 下伊那郡平谷村地籍の合川橋の左岸橋台の下流端	下伊那郡平谷村

内 共 第 16 号	第 5 種 共 同 漁 業	かじか にじます あまご いわな	漁業 〃 〃 〃	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 まで	諏訪郡富士 見町及び原 村並びに山 梨県北杜市 の区域内の 釜無川本流 及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の釜無川本流及び支流 基点第1号 諏訪郡富士見町地籍の国界橋(上流側の橋)の左岸橋台の上 流端 基点第2号 山梨県北杜市白州町地籍の国界橋(上流側の橋)の右岸橋台 の上流端	諏訪郡富士見町 及び原村並びに 山梨県北杜市
内 共 第 17 号	第 5 種 共 同 漁 業	あゆ うぐい にじます やまめ いわな	漁業 〃 〃 〃 〃	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 まで	北安曇郡小 谷村及び新 潟県糸魚川 市の区域内 の姫川本流	北安曇郡小谷村大字鎌倉山、新潟県糸魚川市大字大所地籍のJR西日本大 糸線第6鉄橋上流端から上流蒲原沢との合流点までの姫川本流	北安曇郡小谷村 及び新潟県糸魚 川市
内 共 第 18 号	第 5 種 共 同 漁 業	こい ふな うぐい にじます やまめ いわな	漁業 〃 〃 〃 〃 〃	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 まで	上水内郡信 濃町の区域 内の池尻川 本流及び支 流	池尻川本流及び支流。ただし、上水内郡信濃町六月地籍の赤川との合流点 から上流の池尻川本流及び支流は除く。	上水内郡信濃町

内 区 第 1 号	第 2 種 区 画 漁 業	ふな わかさぎ にじます	漁業 〃 〃	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 まで	茅野市及び 北佐久郡立 科町の区域 内の白樺湖	白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。 基点第1号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端	茅野市及び北佐 久郡立科町
内 区 第 2 号	第 1 種 区 画 漁 業	こい小割式養殖業		1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 まで	諏訪湖全域	諏訪湖全域	岡谷市、諏訪市及 び諏訪郡下諏訪 町

漁業権に付す条件（根拠法令：漁業法第86条）

- (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと（共通）
- (2) こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は25面以内とすること
(第1種区画漁業権)